

みやき町公告

町有財産の売却について、次のとおり一般競争入札を実施するので、地方自治法施行令（以下「施行令」という。）第167条の6及びみやき町財務規則第117条の規定に基づき公告する。

令和8年7月17日

みやき町長 岡



1 一般競争入札に付する町有財産（公用車）の概要

物件番号	物件名称	初年度登録 (車検満了日)	排気量	走行距離 ※	最低落札価格（予定価格） (円)※	備考
(1)	スズキワゴンR	平成21年4月 (令和8年4月23日)	0.650	100,303km	35,000円	・エアコン不調 ・自走不可（要交換バッテリー） ・車両凹みあり
(2)	トヨタヴォクシー	平成21年8月 (令和8年8月26日)	1.980	136,449km	100,000円	・バッテリー弱い
(3)	三菱（消防団小型ポンプ積載車）	平成15年9月 (令和7年9月16日)	1.990	14,816km	85,800円	・バッテリー弱い
(4)	三菱（消防団小型ポンプ積載車）	平成15年9月 (令和7年9月16日)	1.990	5,649km	85,800円	・バッテリー弱い

※最低価格は消費税および地方消費税を含む金額です。

※走行距離は公告日時点の走行距離です。

※車両の引渡し前に一時抹消登録を行います。

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

次の事項に該当する方は、入札に参加をすることができません。

また、町有財産を売却する際の申請資格として、申請者が暴力団関係者ではないことを警察署に照会、確認をすることとしておりますのでご承知おきください。

①施行令第167条の4第1項各号の規定に該当する者

②施行令第167条の4第2項各号の規定に該当する者で、その事実があった後2年を経過していない者

③施行令第167条の4第1項第3号に該当する者の依頼を受けて入札に参加しようとする者

※契約締結後に、契約者が上記①から③に該当することが判明した場合は、当該契約は無効となります。

④入札参加申請に必要な書類を提出していない者

⑤日本語を十分に理解できない者

⑥納付すべき税の滞納がある者

⑦公告内容、本説明書等の内容を理解確認し、承諾し得ない者

⑧地方自治法第238条の3第1項に規定する職員

3 入札参加申請の方法

(1) 申請受付期間

令和8年7月17日（金）から令和8年8月3日（月）まで

（ただし、土・日曜日、祝日を除く）

9時00分から17時00分まで

(2) 申請受付場所

みやき町役場 みやき町庁舎2階 財政課管財担当

〒849-0113 佐賀県三養基郡みやき町大字東尾737番地5

(3) 申請方法 申請受付場所へ持参または郵送（一般書留または簡易書留）

(4) 申請に必要な書類

①入札参加申込書（様式 1）

②納税証明書等/（国税・県税・町税/個人・法人とも。写し可。）

（ア） 国税：国税に未納がない証明（個人：所得税等（納税証明書その3の2））

（法人：法人税等（納税証明書その3の3））

（イ） 都道府県税：未納がない旨または、課税がない旨の証明書

(ウ) 市町村税：市町村税及び国民健康保険料（税）に未納がない証明

※みやき町外から申請する場合も居住地、所在地で発行された納税証明書等の提出が必要です。

③身分証明書（個人：住民票抄本、運転免許証の写し、パスポートの写しなど
法人：現在事項全部証明書など）

④誓約書（様式 3）

⑤入札保証金還付請求書（様式 4）

※②、③は発行後 3 ヶ月以内のものに限る。

4 契約条項を示す場所等

(1) 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに契約に関する事務を担当する組織の名称、所在地等

〒849-0113 佐賀県三養基郡みやき町大字東尾737番地5

みやき町役場 財政課管財担当

電話番号 0942-89-1653 / F A X 0942-89-1650

(2) 入札説明書等の入手方法

①原則として、みやき町役場のホームページからダウンロードすること。

②やむを得ず直接交付を受ける場合は、上記に問い合わせの上、申請受付期間内に交付を受けること。

5 入札参加資格審査

申請期限内に申請に必要な書類が提出され、警察署への照会で入札資格の確認ができた者に対し、町から入札参加資格決定通知、入札保証金納付書を郵送します。

6 入札保証金

(1) 入札に参加するためには、下記入札保証金を入札参加資格決定通知とあわせて送付する本町発行の納付書にて令和8年8月28日（金）までに納入してください。

- ・ 物件番号(1) 最低制限価格 35,000円 → 入札保証金 1,750円
- ・ 物件番号(2) 最低制限価格 100,000円 → 入札保証金 5,000円
- ・ 物件番号(3) 最低制限価格 85,800円 → 入札保証金 4,290円
- ・ 物件番号(4) 最低制限価格 85,800円 → 入札保証金 4,290円

納付場所：佐賀県農業協同組合、佐賀銀行、佐賀東信用組合、福岡銀行、
西日本シティ銀行、筑邦銀行、みやき町役場窓口
(上記以外の金融機関での納付を希望される場合は、各金融機関
の窓口にお尋ねください。)

(2) 入札保証金には利息を付しません。

(3) 落札者が納入した入札保証金は、売買代金に充てることが可能です。

(4) 落札者が契約の締結に応じない場合には、落札はその効力を失い、落札者が
納付した入札保証金は、みやき町に帰属することになります。

(5) 入札終了後、落札者以外の方が納付された入札保証金は、入札保証金還付請
求書(様式4)で指定された口座へ返還します。

7 売買車両の公開

(1) 日 時 令和8年7月17日(金)から令和8年8月3日(月)まで
(ただし、土・日曜日、祝日を除く)
10時00分から16時00分まで(12時00分から13時00分を除く)

(2) 場 所 みやき町役場

物件番号(1) 中原庁舎

(〒849-0101 佐賀県三養基郡みやき町大字原古賀1043番地)

物件番号(2)～(4) みやき庁舎

(〒849-0113 佐賀県三養基郡みやき町大字東尾737番地5)

(3) その他 現車確認を希望される場合は、事前にみやき町役場まで連絡をしてく
ださい。

物件番号(1)、(2) 財政課 管財担当 (電話 0942-89-1653)

物件番号(3)、(4) 防災安全課 (電話 0942-89-1657)

連絡がない場合は対応できませんので予めご了承ください。

また、現車確認をされなくても入札に参加することはできますが、車
両に関してすべての事項を了承したものとみなします。

8 質疑書の提出及び回答

(1) 入札参加申込書等に対する質疑提出期間

令和8年7月17日（金）から令和8年8月7日（金）まで

(2) 提出方法に対する質疑

質疑書（本町所定様式）「様式5」により、上記 3－(2) 申請受付場所に直接持参するかFAXまたはメールで提出して下さい。なお、FAXまたはメールで提出された場合は、電話にて財政課に送付されているかどうかの確認をしてください。

FAX 0942-89-1650

メールアドレス zaisei@town.miyaki.lg.jp

(3) 回答

入札参加申込書等に対する質疑への回答は令和8年8月17日（月）までに、みやき町ホームページで回答します。

9 入札及び開札

本入札方法は郵便入札とします（詳細は「みやき町郵便入札の手引き」をご確認ください。）。必ずしも開札に立ち会いを要するものではありません。開札に立ち会いを希望される方はあらかじめご連絡ください。

(1) 開札日 令和8年9月1日（火）

(2) 開札時間 13時30分

(3) 開札会場 みやき町役場 みやき町庁舎

(4) 入札書等の提出

①提出期限 入札参加資格決定通知受領後から令和8年8月31日（月）

17時00分必着

②提出先 みやき町役場 みやき町庁舎 財政課管財担当あて

〒849-0113 佐賀県三養基郡みやき町大字東尾737番地5

③提出方法 持参または郵送（一般書留または簡易書留）

④提出物 1. 入札書（様式2）

（入札書は封筒に入れ、入札書に押印した印鑑にて厳封し、表面に件名、氏名・商号等を記載してください。）

2. 入札保証金領収書の写し

（5）入札の方法

①入札書には、入札金額、入札者の住所および氏名（法人にあっては主たる事務所の所在地、名称および代表者の氏名）その他所定の事項を記入の上、本人の印を押さなければなりません。

②入札金額は、アラビア数字を用いて記入してください。

③入札金額は、消費税および地方消費税を含む額としてください。

④入札金額は、車両価格のみを記入してください。運搬費用、登録費用、その他引き渡しに係る費用は含めないでください。

⑤入札者は、提出した入札書の書換え、引換え又は撤回をすることはできません。

⑥入札者は、あらかじめ入札書にくじ用数字記入欄の3桁の数字を記載すること。

（6）本入札は郵便入札であるため、代理人の入札は認めません。代表者によるものに限りです。

（7）入札の無効

次の事項に該当する入札は、無効とします。

①入札書を所定の日時をすぎて提出したとき。

②入札書の金額その他主要な事項の記載が確認し難いとき。

③入札書に記名及び押印がないとき。

④一の入札に対して二通以上の入札書を提出したとき。

⑤入札保証金を納付せず、又はその金額に不足があるとき。

⑥本町から交付された入札書以外の入札書により入札したとき。

⑦鉛筆、シャープペンシルその他の訂正の容易な筆記具により入札書に記入したとき。

⑧入札書の金額が訂正されているとき。

⑨前各号に掲げるもののほか、特に指定した事項に違反したとき。

（8）落札者

①落札者は、最低価格以上の価格のうち、最高の価格を持って入札した者とし

す。なお、予定価格につきましては、最低価格を予定価格とします。

②落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、くじにて決定します（詳細は「みやき町郵便入札の手引き」をご確認ください。）。また、この場合のくじ用数字は、入札参加申込書を受け付けた順番とします。（※郵便による提出で2人以上の申込が同時にあった場合は、名称の五十音順とします）

③開札後、入札参加者全員に、落札者と落札金額をメールまたはFAXにてお知らせします。また、落札者には財政課管財担当より電話等にて連絡します。

（9）再度の入札

再度の入札につきましては、最低落札価格（予定価格）を公表しているため実施しません。

（10）入札の中止

不正な入札が行われるおそれがあると認められるとき、又は災害その他入札の実施が困難な特別の事情が生じた場合は、入札を中止又は延期することがあります。

10 契約

（1）契約の締結

落札者は、落札者決定後、契約を締結していただきます。契約金額は、入札書の金額欄に記載された価格（消費税及び地方消費税額を含む。）にリサイクル預託金額を加えた金額とします。具体的な方法につきましては、追って連絡いたします。

（2）契約の確定

契約は、みやき町が落札者とともに物品売買契約書に記名押印し、売買代金の支払い後に確定します。

（3）契約保証金

みやき町財務規則第138条第4項第5号により免除

（4）売買代金の納付

売買代金の納付は契約締結日までに、金額全額をみやき町が発行する納入通知書により納付してください。なお、代金納付にかかる費用は契約者の負担となります。

11 契約費用及び公租公課費等

(1) 車両登録及び売払物品の引渡し

- ①売払物品は、落札者が売払代金を完納したときに引渡します。
- ②売払物品の代金完納後の引渡しに要する費用、車検並びに所有権移転に要する諸費用及び公租公課等は、落札者の負担とします。
- ③車両は、一時抹消登録済みです。所有者変更等の手続については、買受人において運輸局、軽自動車協会等にお問合せください。
- ④搬送の費用は全て落札者の負担と責任で行ってください。引渡し場所からの移動は、落札者の責任において行ってください。仮ナンバープレート取得や搬送が必要な場合は、事前に落札者が手配し、費用負担してください。

(2) 落札者を義務者として課される公租公課は、落札者の負担となります。

(3) その他契約に要する費用が生じた場合は、落札者の負担となります。

12 契約に係る特約事項

(1) 売却条件

①公序良俗に反する使用等の禁止

1. 暴力団事務所の利用等の禁止

購入者は、売買契約締結の日から10年間、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団若しくは法律の規定に基づき公の秩序を害するおそれのある団体等であることが指定されている者の使用又はその他これに類するものの用に供し、また、これらの用に供されることを知りながら、所有権を第三者に移転し又は売買物品を第三者に貸してはなりません。

2. 風俗営業等の禁止

購入者は、売買契約締結の日から10年間、売買物品を風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業、同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業その他これらに類する業の用に供し、また、これらの用に供されることを知りながら、所有権を第三者に移転し又は売買物品を第三者に貸してはなりません。

②実地調査等

1. 町は、上記①1. 及び2. の履行状況を把握し、条件違反を未然に防止するため、必要があると認めるときには、実地調査を実施し、又は報告若しくは資料の提出

を求めることができます。

2. 購入者は、正当な理由なく上記②1. に定める実地調査を拒み、妨げ若しくは忌避し又は報告若しくは資料の提出を怠ってはなりません。

(2) 契約の解除

①買受人が売買契約書の各条項に違反したとき、又は契約に定められた義務を履行しないときは、町は契約を解除し売払物品を買戻しすることができます。この場合、利息を付すことなく契約金額で買戻すものとします。なお、この金額には買受人が投下した一切の費用は、含みません。

②上記により契約が解除されたときは、買受人は、町の指示する期間内に自己の費用で物品を原状に回復して町に引き渡さなければなりません。

(3) 契約不適合責任

みやき町は契約不適合責任を負いません。

物件の状況等については、職員の目視・操作等により確認できた事項のみであり、正確な内容を保証するものではなく、また全ての車両状況を確認しておりません（現況でのお渡しになります）。落札後使用を予定している方は、ご理解のうえ入札に参加してください。現車確認をされなくても入札に参加することはできますが、物品に関してすべての事項を了承したものとみなします。

13 その他

- ・車両は、現状渡しとなります。装備品、付属品について、性能の保証はできません。
- ・売払物品にみやき町の文字が入っている場合は、物品引渡後に文字を完全に消し、その後写真等を提出してください。
- ・入札結果については、みやき町ホームページで公表します。

14 問合せ先

〒849-0113 佐賀県三養基郡みやき町大字東尾737番地5

みやき町役場 財政課 管財担当 岡村、高尾

電話番号 0942-89-1653 / F A X 0942-89-1650

【参考】「2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項」関係資料

地方自治法

(職員の行為の制限)

第二百三十八条の三 公有財産に関する事務に従事する職員は、その取扱いに係る公有財産を譲り受け、又は自己の所有物と交換することができない。

地方自治法施行令

(一般競争入札の参加者の資格)

第百六十七条の四 普通地方公共団体は、特別の理由がある場合を除くほか、一般競争入札 に次の各号のいずれかに該当する者を参加させることができない。

- 一 当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者
- 二 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- 三 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成三年法律第七十七号)第三十二条 第一項各号に掲げる者

2 普通地方公共団体は、一般競争入札に参加しようとする者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、その者について三年以内の期間を定めて一般競争入札に参加させないことができる。その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者についても、また同様とする。

- 一 契約の履行に当たり、故意に工事、製造その他の役務を粗雑に行い、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をしたとき。
- 二 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げたとき又は公正な価格の成立を 害し、若しくは不正の利益を得るために連合したとき。
- 三 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げたとき。
- 四 地方自治法第二百三十四条の二第一項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げたとき。

五 正当な理由がなくて契約を履行しなかつたとき。

六 契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行つたとき。

七 この項(この号を除く。)の規定により一般競争入札に参加できないこととされている者を契約の締結又は契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用したとき。

(昭三八政三〇六・全改、平一二政三七・平二〇政二五・平二六政三四五・一部改正)